

さくら苑指定管理に関する質疑（組合 回答）

- 1、今回現指定管理者の継続が無いという事で、募集を行ったと認識しておりますが、現指定管理者が今回の募集に再度応募することになれば再契約（継続）という形になる可能性があるのかどうか教えていただきたい。

A. 現指定管理者は、令和8年3月31日をもって指定管理契約を終了します。現指定管理者が今回の募集に再度応募する場合は、新たな提案として選定基準により他の応募と同様に選定します。再契約（継続）とはなりません。

- 2、令和8年度修繕計画書の開示。

A. 現時点で令和8年度は、①エレベーターの更新②高圧電気の更新③非常用放送設備の更新④外部階段、スロープ等の補修を計画しておりますが、令和7年度改修計画の見直しを考えておりますので次期指定管理者とも協議しながら改修計画の再構築を検討する予定です。

※令和6年度、①ネット環境の整備②ノートパソコン9台入替え③タブレット7台を購入。令和7年度は、①外壁タイルの改修②送迎用車両2台の入れ替え③真空式温水ヒーター（ボイラー）の更新を予定しております。

- 3、三町村枠の撤廃について

- ① 現利用者の事業所別利用者住所地を教えてください。

A. 下記の表のとおり

（令和7年2月末現在）

	特 養				ケアハウス			
構成町村	吉野町	川上村	東吉野村	その他	吉野町	川上村	東吉野村	その他
入 所 者（月初）	27	9	1	2	13	4	6	4
入 所								
退 所	1			1				
入所者数(月末)	26	9	1	1	13	4	6	4
待機者※	10	6	2	6	4	1	2	4

（他町村 *特養・・桜井市1名 *ケアハウス・・下北山村1名、大淀町3名）

- ② 三町村外の方が利用しても、三町村での負担割合は変わらないのか教えてください。（今後半数の方が以上が他町村になった場合も含む）

A. 利用者の状況にかかわらず三町村の負担割合は変わりません。

③ ケアハウスでの事務費についても、町村割で行くのか教えていただきたい。

A. ケアハウス事務費についても、三町村の負担割合はわかりありません。

4、業務仕様書 P13（8）引き継ぎ業務

① 指定管理者の指定を受けた場合、引継ぎ期間は 6 か月間と伺いましたが、開始時期は令和 8 年 10 月と考えてよいのか教えていただきたい。

A. 引継ぎについては、最低でも 6 か月間は確保する予定です。指定管理者の決定時期によっては、現指定管理者とも協議の上、数か月の前倒しで引継ぎを実施することも考えられます。

5、吉野広域行政組合決算状況の民生費について（内訳）

平成 28 年度～令和 5 年度の民生費の内訳を教えてください。

※令和 5 年度 29,734,000 円 令和 4 年度 26,859,000 円

A. (千円)

・令和 5 年度 29,734

(委託費 3,240、工事費 7,348、負担金 18,754 他)

・令和 4 年度 26,859

(工事費 12,562、負担金 13,648 他)

・令和 3 年度 17,205

(工事費 4,873、負担金 11,940 他)

・令和 2 年度 32,879

(工事費 8,128、負担金 11,444、土地費 12,587 他)

・平成 31 年度 15,410

(工事費 1,218、備品費 3,121、負担金 10,181 他)

・平成 30 年度 23,391

(工事費 2,551、備品費 9,031、負担金 11,075 他)

・平成 29 年度 69,771

(修繕費 1,068、委託費 1,550、工事費 49,680、負担金 11,267 他)

・平成 28 年度 25,773

(修繕 1,350、委託 4,133、工事 2,998、負担金 12,297 他)

6、さくら苑内の破損している配管修繕につきまして、大規模改修として当初予算に計上がされているか。

A. 配管の大規模改修は、令和 7 年度当初予算での計上はありません。改修の基本計画を策定し、順次改修を実施していきます。現状では、破損が発生すれば協議の上対応します。

7、事業運営において、議会を通すべき事項がある場合、入居者の生活に影響するような事象であっても、審議のスピード感は一定か。

A. 臨時議会を開き、承認を得ることも可能であるため、定例議会まで待たずとも対応は可能です。

8、職員確保において外国人労働者雇用を検討する場合、必要経費及び住居の確保等に行政及び組合は関与していただけるのか。

A. 具体的な内容が無いので回答が難しいですが、構成町村には空き家バンクもありますので、必要に応じて協議をさせていただきます。

9、仕様書6（2）⑤、（3）⑤、（4）⑤、（5）⑤、（6）⑤の人材確保が困難な現状を踏まえ、6割以上を正規職員で確保することは困難である。その場合、配置基準を遵守することで要件を満たすということの問題ないか。

A. 人材の確保が困難な場合は、配置基準を遵守し対応してください。

10、募集要項4（2）②（イ）にある建物保険とは火災保険のことか。

A. 火災保険です。

11、募集要項4（2）③、別紙1指定管理者選定基準に定額納付金、利益納付金とあり現状の金額を開示できるか。開示できない場合、その計算式等があれば教えていただきたい。

A. 現状の定額納付金 5,000千円。

利益納付金 現指定管理者の提案により50%（事業活動収支差額）です。

12、募集要項4（2）③（ウ）について、指定管理料の提案は応募書類の提出時の収支計画書をもって提案でよいのか。

A. お見込のとおりです。また、年度ごとに収支計画が異なる場合は年度ごとの指定管理料または、定額納付金を提案ください。

13、施設を存続していくうえで利用料があまり物価高騰に対しても給食費も上げていない。施設を運営していくうえで厳しい低価格設定でされている。今後も継続を希望されるのか。昨今の物価高騰対策では補助金を出しているが、利用料金の見直しはせず今後も補助金の導入をしていくのか。指定管理が先で今後料金の見直しを検討してほしいということか。

A. 利用料金の見直しは、必要であると考えていますが、1町2村による公的施設であるため、組合だけで利用料を決定できない状況があります。ただし、今回は利用料収入の不足のための赤字補填については、指定管理料で補っていただければと考えております。